

建設工事に係る最低制限価格・調査基準価格・失格判断基準の算定式

【対象金額: 令和8年4月1日以降の公告・指名通知から対象】

【算定式: 令和4年5月1日以降の公告・指名通知から対象】

		一般土木工事等 (一般土木工事、舗装工事、鋼構造物工事、 土木工作物塗装工事など 右記以外の土木関係工事全て)	土木関係の機械設備工事、 電気設備工事、電気通信工事
低入札価格調査制度	対象	予定価格3億円以上の全工事	
	調査基準価格	$(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】	$(\text{機器単体費} \times 92\% + \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】
	失格判断基準	予定価格3億円以上の全工事 (ただしWTO対象工事は除く。)	
	失格判断基準	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き)の積算内訳 直接工事費の額 < 直接工事費×90%の額 共通仮設費の額 < 共通仮設費×80%の額 現場管理費の額 < 現場管理費×80%の額 一般管理費等の額 < 一般管理費等×30%の額	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き)の積算内訳 機器単体費 直接工事費 の合計額 < 機器単体費×81% 直接工事費×90% の合計額 共通仮設費の額 < 共通仮設費×80%の額 現場管理費の額 < 現場管理費×80%の額 一般管理費等の額 < 一般管理費等×30%の額
最低制限価格制度	対象	競争入札に付す予定価格3億円未満の全工事 (ただし総合評価落札方式を適用するものは低入札価格調査制度の対象とする。)	
	最低制限価格	$(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】	$(\text{機器単体費} \times 92\% + \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10$ 【※1】 ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2】

【要点】

失格判断基準は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれを比較して、一つでも基準を下回れば失格とします。(令和元年7月1日以降の公告・指名通知から対象)

※1 調査基準価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。最低制限価格及び失格判断基準も同様です。

※2 9.2/10に相当する額は予定価格(税抜き)に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。
7.5/10に相当する額は予定価格(税抜き)に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。

建設工事等に係る制度改正（水道設備修繕工事）の概要
【算定式：令和元年7月1日以降の公告・指名通知から対象】
【対象金額：令和8年4月1日以降の公告・指名通知から対象】

【要点】
失格判断基準について、直接工事費、間接工事費、諸経費のそれぞれを比較して、一つでも基準を下回れば失格とします。（令和元年7月1日以降の公告・指名通知から対象）

水道設備修繕工事													
低入札価格調査制度	対象	予定価格3億円以上の全工事											
	調査基準価格	$(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{間接工事費} \times 90\% + \text{諸経費} \times 72.5\%) \times 1.10$ 【※1] ※ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2]											
	対象	予定価格3億円以上の全工事 (ただしWTO対象工事は除く。)											
	失格判断基準	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格 <table><tr><td>入札価格(税抜き)の積算内訳</td><td></td><td>予定価格(税抜き)の積算内訳</td></tr><tr><td>直接工事費の額</td><td><</td><td>直接工事費 × 90%の額</td></tr><tr><td>間接工事費の額</td><td><</td><td>間接工事費 × 80%の額</td></tr><tr><td>諸経費の額</td><td><</td><td>諸経費 × 55%の額</td></tr></table>	入札価格(税抜き)の積算内訳		予定価格(税抜き)の積算内訳	直接工事費の額	<	直接工事費 × 90%の額	間接工事費の額	<	間接工事費 × 80%の額	諸経費の額	<
入札価格(税抜き)の積算内訳		予定価格(税抜き)の積算内訳											
直接工事費の額	<	直接工事費 × 90%の額											
間接工事費の額	<	間接工事費 × 80%の額											
諸経費の額	<	諸経費 × 55%の額											
最低制限価格制度	対象	競争入札に付す予定価格3億円未満の全工事 (ただし総合評価落札方式を適用するものは低入札価格調査制度の対象とする。)											
	最低制限価格	$(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{間接工事費} \times 90\% + \text{諸経費} \times 72.5\%) \times 1.10$ 【※1] ※ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額 【※2]											

※1 調査基準価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。最低制限価格及び失格判断基準も同様です。

※2 9.2/10に相当する額は予定価格(税抜き)に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。
7.5/10に相当する額は予定価格(税抜き)に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。